

# 「ユニバーサルデザイン推進条例」 「バリアフリー建築条例」について ～届出のご案内～

世田谷区では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進し、安全で安心して快適に住み続けられる地域社会の実現を目指しています。

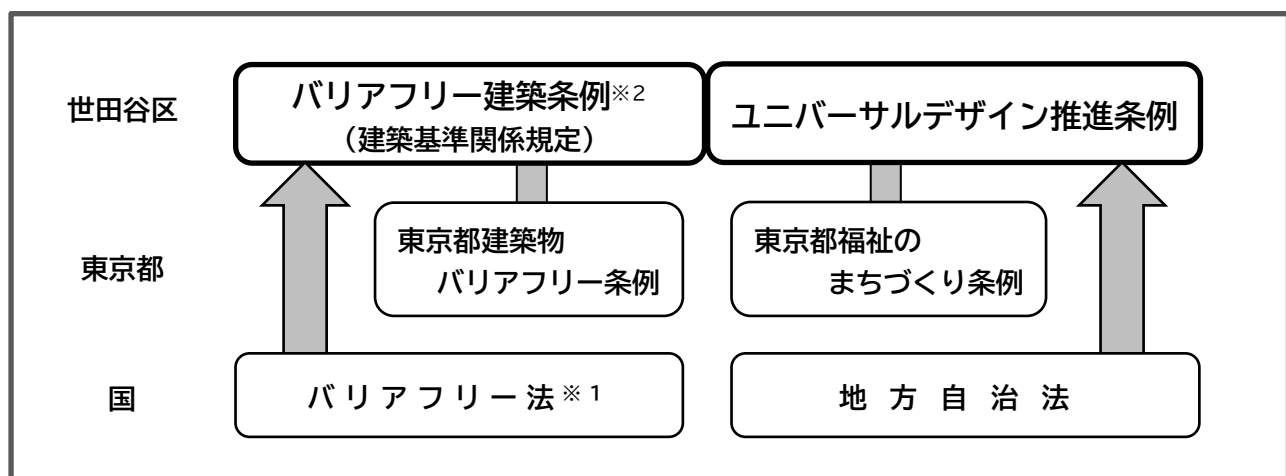
より一層生活環境の整備を推進するため、一定の用途及び規模以上の施設を計画している方は、「ユニバーサルデザイン推進条例の届出」をお願いします。

建築物、道路、公園、駅舎などの公共交通施設、路外駐車場が届出対象になります。

世田谷区内で計画されるこれらの施設は、**東京都福祉のまちづくり条例による届出はありません。**  
(東京都福祉のまちづくり条例第29条)

建築基準関係規定である「バリアフリー法(\*1)」及び「バリアフリー建築条例(\*2)」の建築物移動等円滑化基準は、**建築確認申請の中で審査が行われます。**適合しない計画は確認済証が交付されません。

なお、バリアフリー建築条例は、東京都建築物バリアフリー条例以上の整備を規定しています。そのため、バリアフリー建築条例に適合する計画は、東京都建築物バリアフリー条例にも適合する計画となります。

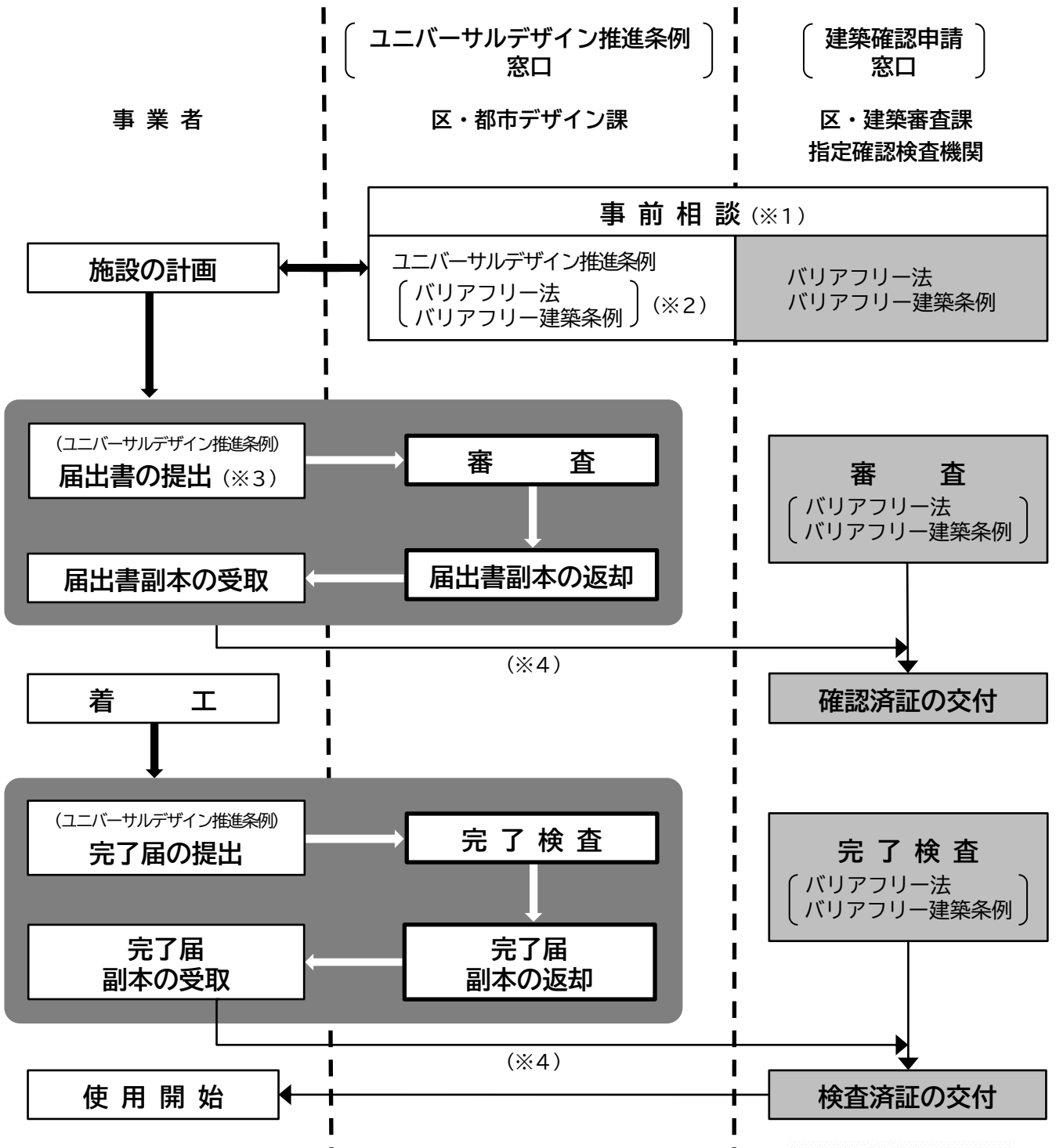


\*1 バリアフリー法 : 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

\*2 バリアフリー建築条例 : 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例

# 1

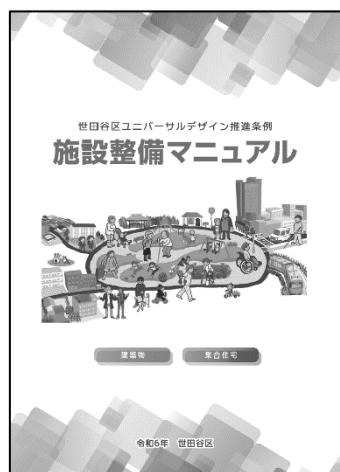
# 届出と建築確認申請の流れ



- ※1 区の窓口相談は予約制です。
- ※2 建築確認申請を区に申請する場合があります。
- ※3 建築確認申請の2～3週間前までに提出をお願いします。  
(建築確認申請を伴わない場合は工事着手の30日前までに提出)  
なお、審査期間は規模、用途により異なります。
- ※4 建築確認申請を区に申請する場合は、副本の写しを添付してください。

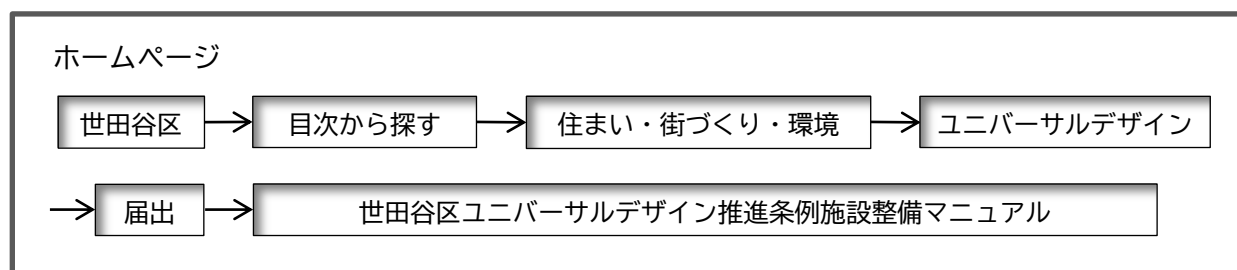


## 2 施設整備マニュアル



ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準・遵守基準について、図を用いながら具体的にわかりやすく解説しています。

◆世田谷区ホームページにて、施設整備マニュアルの解説編を掲載しています。



## 3 届出書類（計画・完了）

届出書類は正副2部必要です。

届出書の押印は不要です。

副本の受領時には、正本に代理者等の「受領印」又は「サイン」が必要になります。

### ◆必要書類（計画）

- ① 計画届出書
- ② 移動等円滑化基準チェックシート（バリアフリー対象建築物に限る）
- ③ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（建築物、宿泊施設、小規模建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場）
- ④ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 集合住宅整備項目表（集合住宅がある場合に限る）
- ⑤ 図面一式（案内図、配置図、平面図、詳細図、断面図など）

### ◆必要書類（完了）

- ① 完了届出書
- ② 整備完了写真
- ③ 写真の撮影位置、方向を明示した図面

## 4 適合証



整備基準適合証シール



遵守基準適合証シール

ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準にすべて適合している場合には、「整備基準適合証」及び「整備基準適合証シール」を交付しています。

遵守基準にすべて適合し、希望される方には、「遵守基準適合証シール」を交付しています。完了届を提出される際に、「遵守基準適合証シール」の交付を受けたい旨を申し出てください。申し出は、特に申請書等の提出はありません。

発行：世田谷区都市整備政策部都市デザイン課

令和6年4月発行

住所：世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎2階 A28窓口）

電話：03-6432-7152 ファクシミリ：03-6432-7996

ホームページ

世田谷区

目次から探す

住まい・街づくり・環境

ユニバーサルデザイン



